

## ① 制度の概要

タクシー事業者、バス事業者等が**二酸化炭素排出削減効果**を有する電気自動車等を導入する事業に要する経費を補助することで、電気自動車等の普及初期の**導入加速を支援**し、価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進する制度です。

対象車両は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素内燃機閥型自動車で、車両と一体的に導入される**充電設備も補助対象**となります。

## 📌 支援内容

### ❑ 車両導入補助

電動化車両の購入・改造費用を支援

最大1000万円/台

補助率：1/2～2/3

### ❑ 充電設備導入補助

車両と一体的に設置する充電設備

工事費280万円まで

補助率：1/1～1/2

## 🎯 対象となる取組

### 【車両導入】

- 電気自動車（BEV）の購入
- プラグインハイブリッド車（PHEV）
- 燃料電池自動車（FCV）
- 水素内燃機閥型自動車（HICEV）
- 既存車両の電動化改造事業

### 【充電設備導入】

- 急速充電器（10kW以上）
- 普通充電器・コンセントスタンド
- V2H・外部給電器
- 高圧受電設備（90kW以上）

※JATAホームページ掲載の型式のみ対象

## 👥 対象者

- タクシー・バス事業者**（道路運送法対応）
- 車両リース事業者（上記への貸渡し限定）
- 特定旅客運送事業委託者（学校法人等）
- 地方公共団体
- 充電設備所有者（車両と一体導入時）

## 💡 採択率向上のポイント

- 車両型式の事前確認**：補助対象車両一覧での型式確認が必須
- 非化石エネルギー計画**：**2030年導入計画**の設定・表明が重要
- 設置場所の適格性**：6年以上の契約・許諾が確保された敷地
- CO2削減目標設定**：多排出者は令和7年・12年度目標公表

## 📊 戦略的分析

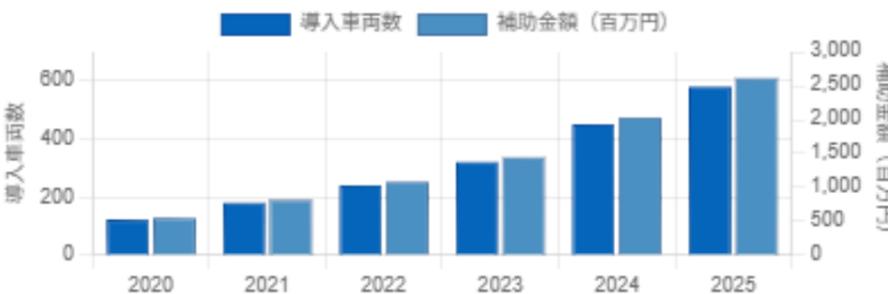
### 【補助金額の最大化戦略】

- 燃料電池車**は補助率1/2で高額補助
- 車両本体価格上限（**EV600万円**、FCV1000万円）
- バス車両は同規模車両との差額2/3補助

### 【段階的な導入戦略】

- 少台数導入**で実績を積み次回拡大
- 充電設備は**90kW以上**で補助率最優遇
- 改造事業は材料費・労務費が2/3補助

## 📈 電動化促進の推移



商用車電動化実績（2020-2025年）：バス・タクシーの電動化が加速  
平均補助額：約450万円（車両・設備合計平均）

## 🚗 導入事例と分野

車両分野	代表的な導入事例
タクシー（BEV）	日産リーフ、テスラモデル3等
タクシー（FCV）	トヨタMIRAI、現代NEXO等
バス（BEV）	BYDバス、いすゞエルフEV等
充電設備	急速・普通充電器、V2H設備

## 👤 専門家活用のススメ

- 車両選定支援**：補助対象車両の最適な選択と仕様決定
- 設備設計助言**：充電設備の設置計画と工事費算定
- 申請書作成**：複雑な補助基準額計算の正確な処理
- 導入計画策定**：非化石エネルギー導入計画の作成支援

## 📄 必要書類とチェックポイント

\*このレポートは生成AIにて作成されています【2024/8/27作成】

提出書類	チェックポイント
申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/> <b>車名・型式</b> が一覧表と完全一致 <input type="checkbox"/> 補助基準額の正確な計算
自動車購入契約書写し	<input type="checkbox"/> 車名・通称名・型式の正確な記載 <input type="checkbox"/> 購入価格の明記
事業計画書	<input type="checkbox"/> 非化石エネルギー導入計画 <input type="checkbox"/> CO2削減目標（多排出者のみ）
充電設備関係書類	<input type="checkbox"/> 設置場所の使用許可書類 <input type="checkbox"/> 工事費見積書・仕様書

## 📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**  
書類準備に2～3ヶ月程度。車両選定と設備設計が重要。  
補助対象車両一覧での型式確認を優先実施。
- 申請受付期間**  
**2025年4月28日（月）～2026年1月9日（金）**  
オンライン申請のみ受付。  
※充電設備は当面急速・普通・高圧受電のみ
- 審査期間**  
申請後2～3ヶ月程度（審査状況により変動）
- 交付決定通知**  
個別に通知（書面およびオンライン）
- 事業実施・報告**  
**交付決定後に車両購入・設備工事開始。**  
完了後30日以内に実績報告書提出必須

## ⚠️ 補足事項

- 充電設備は補助対象車両のみに使用限定（課金装置使用不可）
- バッテリー交換式電気自動車の交換設備も補助対象に含む

## ❓ 問い合わせ

制度詳細 [https://ataj.or.jp/subsidy/efv-f\\_taxibus\\_r6/](https://ataj.or.jp/subsidy/efv-f_taxibus_r6/)  
お問い合わせ 公益財団法人日本自動車輸送技術協会  
東京都新宿区四谷三丁目2番5 全日本トラック総合会館8階  
TEL：03-6836-1203  
※お問い合わせは制度詳細ページよりご確認ください。